

民間に一括売却 雇用促進住宅で機構が新方針

居住権を侵し、国民資産を大企業へ投げ売り 国の責任はどうなるのか

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用促進機構（以下「機構」）は、5月31日、全国1109住宅、10万7767戸を運営し、そのうち4万3525戸に入居（2016年3月31日現在）している雇用促進住宅を、前例のない居住者がいるまま、東西2つに分けて一括で民間に売却する「入札公告」を発表しました。

機構が所有する雇用促進住宅、職員住宅の合計1148物件を東西2ブロックに分けて、総額639億円余りで売却するもので、東ブロックは552物件、291億6千591

万4千円、西ブロックは626物件、347億7千825万6190円で一般競争入札を行います

すでに入札受付を終了し、9月29日から10月5日までの間に入札申請書を受け付けます。厚労省によると不動産ファンドなど10数社が手をあげています。



「官から民へ」の中で廃止を決定

そもそも、小泉内閣時代の「官から民へ」の流れの中で、「特殊法人改革」が進められ、2007年に、「遅くとも2021年度までにすべての処理（廃止）を完了する」とした閣議決定が行われました。さらに、2008年4月、全国の住宅のうち、半分を一方的に廃止決定し、「1年内の退去」を通告、定期契約の方は同年12月に契約満了を迎える方から再契約を中止すると、ある日突然、通知され、入居者の方々に驚かせました。

これに対して、入居者の方々が声をあげました。日本共産党国会議員団の仲介で数回にわたる政府との交渉の中で、事実上、方針は撤回され、その後、派遣切りにあつた労働者や災害被災者を受け入れ、「退去」方針は見直されました。

雇用促進住宅は国民の大事な資産

雇用促進住宅はもともと「石炭から石油へ」という国のエネルギー政策の転換にともない、移転や転職を余儀なくされた人々の住居確保を目的に1960年から供給されてきました。最高時には38万人が居住していました。

その後、資格要件が緩和されて、「職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要」な勤労者も対象になりました。2008年に発生した世界金融危機（リーマンショック）の影響で、雇止めにあい、仕事と住居を失った多くの労働者や、東日本大震災の避難者を受け入れてきました。

国と機構は、入居者に責任を持つべきです

契約条件は守られるのでしようか

機構は、入札に当たり、①入居者のいる物件は10年間転売できない、②入居者の家賃などの賃貸条件は10年間変更できない、などを契約条件にしています。

厚労省の説明では、売却後も入居者からの苦情は機構が窓口になり、業者が契約条件を守るように監督するとしています。しかし、そんなことができるのでしょうか。「元の大家が、新しい大家を監督する」というようなことが本当に可能でしょうか。

入居者の方から、「耐震工事はどちらが行うのか」「定期契約者の入居継続は、これまでと同じように、保障されるのか」「足が悪くて下の階へ引っ越したい場合に、家賃や契約は変更しないままで、できるのか」など、さまざまな不安が出されています。

国と機構はこれまで同様に入居者に

責任を持つべきです。

転居するといっても、コミュニティがなくなると心配する方は少なくありません。また、住宅の修繕や営繕に加え、高齢になり、エレベーターやスロープなどの設置を求める声もあります。

住宅セーフティネット法は、住宅に困っている世帯や人に対して、「公的賃貸住宅の適切な供給の促進」をうたっています。機構はセーフティネット法で対象とされる高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者世帯に対して安定居住を保障する責任があります。



入居者が声を上げ、改善を求めてきました

三重県四日市市の「雇用促進住宅の継続を求める会」や、愛知県大府市の住宅の入居者の方々は、定期的に会合を開き、機構の方針について学習し、交流を行ってきました。四日市市の会では、署名を集めたり、何度も政府・機構に対し、交渉を行ってきました。

また、東京都品川区の「八潮69号棟」(雇用促進住宅八潮宿舍)では、入居者が『社会資本整備交付金』の活用など、八潮69号棟が公的住宅として存続できるように品川区に施策を求める請願」に取り組んでいます。

今回の民間企業への一括売却に道理はなく、住民へ犠牲を強いるものです。理不尽な居住者の追い出しは、許して

はなりません。

島津衆院議員が国会で取り上げる

日本共産党の島津幸広衆院議員は、今年初めに2度にわたり、国会質問で取り上げました。

島津議員は、繰り返し、「住民を強制的に追い出してはならない」「遅くとも2021年度までにすべての処理を完了する」とした2007年の閣議決定を撤回すべき」と求めました。



島津幸広衆院議員